

赤子母白屋

イクトク申口

メロコ行方こしレサルものハ語を承り申口  
 若松より自にありキーリの人ヲ捕 獲り  
 其の自にありキーリの人ヲ捕 獲りト申口  
 あり

イキヤシキナイふ山にありキーリの人ハ石を  
 踏みしりて父方ありキーリの人ヲ捕 獲り  
 キーリの人道にありキーリの人ヲ捕 獲り  
 おツ光之燈ハ付きしり

若松のキーリシ人々も皆月一を私に  
是ヲ押く細引者揃大申也

キーリシ人々トシトリノ者一々を  
申上り申す

新島トシケトシカイノ故  
申上り申す

日暮る者海内ト申す  
言ふと申す

若松キーリシ人々ノコ  
申上り申す

持る者月一也  
ツシケトシケトシケ

新島キーリシ人々ノ  
申上り申す

若松キーリシ人々ノ  
申上り申す

キーリシ人々ノ  
申上り申す

若松キーリシ人々ノ  
申上り申す

若松キーリシ人々ノ  
申上り申す

九月廿七日

九月廿七日

イクトフ

若源

治承

若源

又

九月廿七日

アイロフ

バウカフイ又申口

一 ナノエノ

一 依

一 イ

リ

私

一

為御酒首 けりいそきとてあまらぬ御酒  
作ひぬり申い

其家作作ひぬりしキーリ人へんをさる捕  
ふにこのそ人らぬい

家と境とぬりいささしとさし申いけり  
縁がみの懐多ゆりのいぬり申いあぬい  
失したりのもあなぬ

キーリ人へ捕にしよりあまらぬつてあぬ  
あまらぬのちあぬい

あまらぬのちあぬい

あまらぬのちあぬい

あまらぬのちあぬい

あまらぬのちあぬい

あまらぬ

あまらぬ

あまらぬ

あまらぬ

日本住氏長官

岩田東三郎ヤリ子イヌイ  
ハタリウノ隊出陣人

長谷部 松

ホルーチリ  
カロエフ

千八百七十四年四月十六日サハリノ島カルサコフ陳營  
我明徳七年四月十八日ナリ

トシセニ在ニ楠溪。終ニ旗官ヲ受テシテトシガ  
又人キリシゲラニム。ゲルモセエノフ。形多者ノ語ニ會  
サハリノ島ニ移ル。野村名隊指揮官ヨリ弟ヲ六  
年シテシテ。今書キ。此テ今年四月十日に所  
五年トモ。傷ム。尤モ。同。ト。破ケ。ア。与。香。一。好。ム  
以。知。セ。ル。ト。及。キ。終。ル。也。

其人一トシテ人ゲラシムケルモゲエノフ形者

二人オナル箱ヤクート人ト考アヒノ。ビエメスノミ書あり女母

濱波一義彼女ヲ水ニ捨テ一存チアヒノバガガリニ

訴依テ捕淡キ選出所ヨリ通年田中氏ヲ以テ

幸ツミ日暮後人ヨリ傳者ヨリ後ヨリ知ラセ

在ニ哉

弟二誰カ多ク存チテ時々ニ在リゲルモゲエノフ

吾ガ死テ自状被サルニ依テ足後ヲ被テ縛ニ死シテ

子母メ多ク存チテ在リ

弟三トシテ人ゲルモゲエノフアラサスラウノイ宗門

那名ヨリ別ニ存チ魯阿後屬ヨリ名タルヲ以テ

アリニ哉

弟四弟時テレ皮ヲ盗ミテ小屋火ヲ付ケテ

自ラ自状ニタルアノバアガリ一人ニ訴テケルモゲエ

ノフヲ捕同旦此條致シテ罪死ニ至リテ在リ

確辛ト被テ一存チ在リ

弟五トシテ住居ニ在リ人トシテマシメテ

キリベイガ存チケルモゲエノフニ依テ捕同

被テ在リ

悉テ其條ニ依テ死シテ為テ用ニ在リ



四手安之スカフシメント極多程迄毛所 言其相  
申は尤ブラヲスラウノイ有る由の 是其由  
從屬ナルハ嘗テ取知る彼能ク其支人必之志属  
ナルヲ以知者有申之ヨリ海を以て

一 牙四ノ中戦之五人バありらるるのキイリシニ小面ヲ  
燒きてテノ海ヲ 遊ミタルリノ自ラ白狀セーニ其  
消テ信之羅路ニラ有哉之ヲ( )ニ取知る由シ能  
右バあり有る由の元紀シツクニ少々有る者下月  
以( )ニ在テヤチニラノ少海ニ大テ取テニ海  
遊ミタル者有リ其ハ( )ニ取知る由シ能

勢ハ、必折シテ止其邊有る者有るニツク  
キイリシニ任毛取テ人海横ニ其ハ( )ニ取  
極多取之而國ヲキイリシ人ニ其取之者有る  
其由之程ニ其取之者有る者有る者有る者有る  
西人其取之者有る者有る者有る者有る者有る  
確證ニ其取之者有る者有る者有る者有る者有る  
ヤニ其取之者有る者有る者有る者有る者有る  
ツク羅狀利然ニ其取之者有る者有る者有る者有る

牙五系有る者有る者有る者有る者有る者有る  
其由之程ニ其取之者有る者有る者有る者有る者有る







乃乃中土人並其人其古少階之故中少階意  
之故改乃補漢於 以我初新多甲人抄集撰家  
予任官解 治學取知者君子教在古之人並  
人少少階解日少當之階新之古少少仕者身亦  
漸之身日古之身其時以十ヶ之川水口少西方  
地給予種少隔之能解之身其少少身又其少之能原予  
能解之身其少遠之身其少少身又其少之能原予  
切教予之能解之身其少遠之身其少少身又其少之能原予  
而少其少身其少其少身其少其少身其少其少身其少其少身  
予少其少身其少其少身其少其少身其少其少身其少其少身

可中其少之能解之身其少遠之身其少少身又其少之能原予  
能解之身其少遠之身其少少身又其少之能原予  
其少其少身其少其少身其少其少身其少其少身其少其少身  
其少其少身其少其少身其少其少身其少其少身其少其少身  
其少其少身其少其少身其少其少身其少其少身其少其少身  
其少其少身其少其少身其少其少身其少其少身其少其少身

世田三書上條

明治七年六月十日

成田力能其書

少身人

山田純新

乙卯五十一号

樺太州函泊出火、以芽進、取  
調、義上中

明治六年之月中旬樺太州函泊出火  
ノ義ニ付魯國兵卒、内ヨリ當供十  
等出仕ニ田村多仲、相話ニタル所  
有之同國兵隊首長ハ照合、上夫ニ  
及  
紀問致ル得共送ニ白狀  
書類相添樺太支廳在勤中判官長谷  
部辰建<sub>躰</sub>リ申越候事、件臣今所屬

2  
五十一号

昇  
石  
吏